

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
令和元年8月28日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1800159号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900012号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成16年12月13日の標準賞与額を107万3,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下、「保険料」という。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和48年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年12月13日

ねんきん定期便によると、A社から支給された請求期間に係る賞与の記録が無い。私が所持している預金通帳によると、請求期間に同社から賞与が支払われていたことが確認できるので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の平成16年分給与所得の源泉徴収票、平成16年度年末調整明細書、請求者に係るオンライン記録及び同社の複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間に事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、請求者から提出されたA社の平成16年分給与所得の源泉徴収票、平成16年度年末調整明細書、請求者に係るオンライン記録及び同社の複数の同僚から提出された賞与明細書により推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、107万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900002号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900013号

## 第1 結論

- 1 請求期間①、②及び③について、請求者のA社(現在は、B社)における標準賞与額を、平成15年7月10日は59万円、平成15年12月10日は124万5,000円及び平成18年7月10日は92万7,000円に訂正することが必要である。

請求期間①、②及び③の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①、②及び③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求期間③について、請求者のA社における平成18年7月10日の標準賞与額を95万円に訂正することが必要である。

平成18年7月10日の訂正後の標準賞与額(上記第1の1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年7月10日  
                  : ② 平成15年12月10日  
                  : ③ 平成18年7月10日

同僚の年金記録にA社から支払われた賞与の記録漏れがあったため、自分の賞与明細書や預金通帳の入金記録を確認したところ、各請求期間に同社から賞与の支払があったことが確認できるが、賞与の記録が無いので、各請求期間の賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、請求者から提出されたA社の平成15年度年末調整明細書、預金通帳の写し及び同社の複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間①及び②において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間③について、請求者から提出されたA社の賞与明細書（以下「請求者賞与明細書」という。）により、請求者は、請求期間③において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく保険料額より低い額の保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、請求者から提出されたA社の平成15年度年末調整明細書、預金通帳の写し及び同社の複数の同僚から提出された賞与明細書により推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、請求期間①は59万円、請求期間②は124万5,000円、請求期間③に係る標準賞与額については、請求者賞与明細書により確認できる保険料控除額から、92万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間③について、請求者賞与明細書によると、賞与支給合計額95万円に見合う標準賞与額95万円は、保険料控除額に見合う標準賞与額92万7,000円よりも高額であることが認められることから、請求期間③の標準賞与額は95万円とすることが必要である。

なお、請求期間③の訂正後の標準賞与額（上記第3の1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900104号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900014号

## 第1 結論

請求者のA社における平成28年9月1日から平成29年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年9月から同年12月までの標準報酬月額については、59万円を62万円とする。

平成28年9月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年9月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年9月1日から平成29年1月1日まで

平成31年1月に届いたねんきん定期便を確認したところ、A社の標準報酬月額及び保険料納付額の記録に誤りがあることが分かった。会社からの届出により、請求期間を含む平成28年9月以降の標準報酬月額は62万円に訂正されたが、請求期間の標準報酬月額については訂正の届出の時点において2年を経過していたため、訂正される前の標準報酬月額59万円を除いて保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。

請求期間については、公傷休暇中ではあったが標準報酬月額62万円に見合う厚生年金保険料を会社に支払っているため、請求期間の標準報酬月額62万円を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は当初59万円と記録されていたところ、請求期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消

減した後の平成 31 年 2 月 4 日に、平成 28 年 9 月を改定月とする随時改定を取り消す「厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（取消）」（以下「報酬月額変更取消届」という。）が A 社から日本年金機構 B 事務センターに提出されていることが確認できる。当該報酬月額変更取消届に基づき、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は 62 万円に訂正されたが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額 62 万円ではなく、当初記録されていた標準報酬月額の 59 万円となっているところ、請求者から提出された給与明細書及び C 年金事務所が保管する平成 28 年の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によると、請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）は 69 万 2,731 円であることが確認できることから、請求期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は 62 万円（最高等級）となる。

また、A 社及び請求者から提出された公傷休暇に伴う給与等の精算に係る関係書類（以下「公傷休暇に伴う精算関係書類」という。）によると、請求期間を含む平成 28 年 8 月支給分から平成 30 年 6 月支給分までの給与及び賞与について、同社と請求者との間で公傷休暇に伴う精算が行われているところ、請求期間に係る厚生年金保険料について、標準報酬月額 62 万円に見合う厚生年金保険料と当初の標準報酬月額 59 万円に見合う厚生年金保険料の差額を、請求者は請求期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅する前の平成 30 年 6 月 27 日に同社の指定口座へ振り込んでいることが確認できることから、請求者は請求期間について、事業主により標準報酬月額 62 万円に見合う厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記の給与明細書及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届で確認できる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額並びに公傷休暇に伴う精算関係書類により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から 62 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は、平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年 1 月 1 日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したと回答しているが、同社は請求者の請求期間に係る報酬月額変更取消届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 31 年 2 月 4 日に日本年金機構 B 事務センターに対して提出していることから、年金事務所は、請求者の平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年 1 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900103号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1900005号

## 第1 結論

昭和49年5月から昭和51年2月までの請求期間については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年5月から昭和51年2月まで

私は、昭和49年5月頃にA市役所で国民年金の加入手続をし、請求期間の保険料については請求期間当時に毎月納付したと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和49年5月頃に国民年金の加入手続を行ったと思う旨陳述しているところ、A市の国民年金受付処理簿によると、請求者に係る国民年金手帳記号番号の前後に国民年金手帳記号番号が払い出された国民年金任意加入被保険者に係る国民年金被保険者資格の取得年月日は、請求者より前の国民年金手帳記号番号の者が昭和51年12月13日、請求者より後の国民年金手帳記号番号の者が同月14日であることが確認できる上、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)の備考欄に「51.12.13 資格取得」と記載されていることから、請求者は昭和51年12月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認できる。

また、請求者は、これまでに交付された年金手帳は2冊であるとし、当該2冊の年金手帳の写しを提出しているところ、そのうちの1冊によると、請求者が初めて国民年金の被保険者となった日は昭和51年11月1日と記載され、別の1冊には国民年金に関する記載は無く、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によると、国民年金被保険者資格の取得年月日は昭和51年11月1日と記載されており、年金手帳及び国民年金被保険者名簿(紙名簿)の被保険者資格取得年月日は

オンライン記録と一致している。

さらに、請求者の改製原附票によると、請求者は、請求期間を含む昭和 48 年 3 月 15 日から昭和 58 年 3 月 27 日までの期間はA市に居住していたことが確認できることから、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインシステムにより氏名検索を行ったが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これらのことから、請求期間は国民年金の未加入期間とされており、制度上、請求者に対して請求期間に係る保険料の納付書は発行されず、請求者が保険料を納付することはできなかったと考えられる。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900102号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900015号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における船員保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和28年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年2月27日から同年8月14日まで

私は、A社が所有する漁船に、機関員として昭和47年6月12日から昭和49年8月13日まで乗り組んでいたが、船員保険の資格喪失年月日が同年2月27日と記録されている。当該漁船に同年8月13日まで乗り組んでいたことが確認できる船員手帳を提出するので、船員保険の資格喪失年月日を同月14日に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された船員手帳により、請求者は、昭和47年6月12日から昭和49年8月13日までの期間のうち、同年4月26日から同年5月4日までの期間を除いて、A社が所有する船舶に乗り組んでいたことが確認できる。

しかしながら、A社の閉鎖事項全部証明書により同社は平成15年7月31日に解散し、同社の請求期間当時の事業主は既に死亡している上、同社の清算人は、請求者の同社に係る船員保険の資格喪失届の控、賃金台帳等の資料は無い旨回答しており、請求者の請求期間に係る船員保険被保険者資格の喪失に係る届出及び船員保険料の控除について確認できない。

また、請求者は、A社の漁業権をB県のC社が買い取った旨陳述していることから、C社に照会を行ったところ、C社は、A社とグループ会社であったが、請求者に係る船員保険の資格喪失届の控、賃金台帳等の資料は無い旨回答している。

さらに、請求者から提出された船員手帳において請求者が、A社が所有する船舶に乗り組んでいたことが確認できる期間は前述のとおりであるが、オンライン記録

によると請求者の同社における船員保険被保険者記録は、資格取得年月日は昭和47年2月1日、資格喪失年月日は昭和49年2月27日であり、請求者の船員手帳とオンライン記録は一致していない。また、同社に係る船舶所有者別被保険者名簿で請求者と同日に船員保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚に照会を行ったところ、当該照会に対して回答のあったうちの一人から提出された船員手帳によると、同社が所有するD船における雇入年月日は昭和47年6月3日、雇止年月日は昭和49年8月24日であるが、オンライン記録によると、当該同僚の同社における船員保険被保険者記録は、資格取得年月日は昭和47年2月1日、資格喪失年月日は昭和49年6月19日であることから判断すると、請求期間当時、同社は、必ずしも船員の雇入期間に応じた船員保険被保険者資格の取得及び喪失に係る手続を行っていなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が船員保険被保険者として請求期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことを認めることはできない。